

議案第66号

令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和3年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

## 令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,405千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,267千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		132,411	△3,405	129,006
	1 後期高齢者医療保険料	132,411	△3,405	129,006
2 繰入金		64,138	△624	63,514
	1 一般会計繰入金	64,138	△624	63,514
3 繰越金		1	624	625
	1 繰越金	1	624	625
歳 入	合 計	196,672	△3,405	193,267

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,803	0	10,803
	1 総務管理費	10,478	0	10,478
2 後期高齢者医療広域連合納付金		185,394	△3,405	181,989
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	185,394	△3,405	181,989
歳 出	合 計	196,672	△3,405	193,267

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	132,411	△3,405	129,006
2 繰入金	64,138	△624	63,514
3 繰越金	1	624	625
4 諸収入	122	0	122
歳入合計	196,672	△3,405	193,267

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,803	0	10,803	0	0	△624	624
2 後期高齢者医療広域連合納付金	185,394	△3,405	181,989	0	0	0	△3,405
3 諸支出金	120	0	120	0	0	0	0
4 予備費	355	0	355	0	0	0	0
歳出合計	196,672	△3,405	193,267	0	0	△624	△2,781

## 2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1特別徴収保険料	92,537	△12,896	79,641	1特別徴収保険料	△12,896	1 特別徴収保険料 △12,896
2普通徴収保険料	39,874	9,491	49,365	1現年度分普通徴収保険料	9,491	1 現年度分普通徴収保険料 9,491
計	132,411	△3,405	129,006			

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	64,138	△624	63,514	1事務費繰入金	△624	1 事務費繰入金 △624
計	64,138	△624	63,514			

(款) 3 繰 越 金

(項) 1 繰 越 金

1繰越金	1	624	625	1繰越金	624	1 前年度繰越金 624
計	1	624	625			

### 3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
1一般管理費	10,478	0	10,478			△624	624			
						(入) 事務費繰入金 △624				
計	10,478	0	10,478			△624	624			

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1後期高齢者 医療広域連 合納付金	185,394	△3,405	181,989				△3,405	18 負担金、補 助及び交付 金	△3,405	300400 後期高齢者医療広域連合 納付金 △3,405 18 負担金、補助及び交付金 △3,405 10 後期高齢者医療広域連合 納付金（保険料分） △3,405
計	185,394	△3,405	181,989				△3,405			